

川崎市告示第433号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の
休止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び
特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項におい
て生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の休止を行
いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。

令和7年8月15日

川崎市長 福田紀彦

令和7年度 歯科（診療所）の部 休止

指定番号	休 止 年 月 日	名 称 開 設 の 場 所
川－４０３４３	令和7年3月31日	タマ歯科 多摩区菅稲田堤１－１３－２５